

## 建築工事における週休2日制促進工事実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、建築工事における週休2日の取組において労務費の補正等を試行するために必要な事項を定め、もって週休2日制の導入を促進することを目的に必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 令和2年4月1日以降に入札手続きを開始する浜松市建築工事積算基準<sup>1</sup>により積算した建築工事(設備工事を含む)を対象とする。

ただし、諸事情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

### (用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

#### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

#### (3) 工事着手日

測量や現場事務所の設置といった準備作業以降、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

#### (4) 工事完成日

屋外や敷地周辺の後片付けを除く、現場の作業が完了した日をいう。

#### (5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### (6) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### (発注方式)

第4条 次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、関連する全ての工事について同一の方式を選択する。また、分離発注で受注者希望方式を選択する場合、契約後に関連する全ての工事の受注者が合意した上で実施する。

(1) 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所による週休2日を目指しつつも、週休2日制の導入に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

(積算方法等)

第5条 積算方法等は次のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日制促進工事において、以下の から までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）

1.05

4週7休以上4週8休未満（現場閉所率 25.0%（7日/28日）以上 28.5%未満）

1.03

4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上 25.0%未満）

1.01

(2) 積算及び変更方法

発注者指定方式

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に、(1) により労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負契約約款第24条第1項の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、(1) 及び の補正は考慮しない。

受注者希望方式

現場閉所の達成状況を確認後、(1) から までの現場閉所の状況に応じて、労務費を補正して工事費を積算し、請負契約約款第24条第1項の規定に基づき請負代

金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、変更の対象としない。

（対象工事である旨等の明示）

第6条 対象工事である旨等の明示は次のとおりとする。

（1）契約方式ごとに次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

一般競争入札の場合：入札公告及び現場説明書

指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書

随意契約の場合：現場説明書

（2）（1）の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

（現場閉所の確認方法等）

第7条 現場閉所の確認方法等は次のとおりとする。

（1）現場閉所の確認方法

工事着手前

- ・ 監督員は、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

工事着手後

- ・ 受注者は、監督員による現場閉所の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、監督員に提出する。
- ・ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。

その他留意事項

- ・ 現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、仕上げ工事及び外構工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- ・ 工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(2) 週休2日制促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日制促進工事である旨を工事看板等に明示する。

(適正工期の設定等)

第8条 適正工期の設定等は次のとおりとする。

(1) 適正な工期の確保

余裕期間制度<sup>2</sup>を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方<sup>3</sup>」等に基づき、全体工期のしわ寄せが生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。

特に新築工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(2) モニタリングの実施

週休2日制促進工事を実施する場合、監督員はモニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を受注者と協議する。また、モニタリングの一環として、工事完成日時点で受発注者へアンケート調査を実施する。

(3) 工事成績評定

浜松市工事成績評定要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

1 「浜松市建築工事積算基準決定要領」を参照する。

2 「浜松市工事着手日選択型工事实施要領」を参照する。

3 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管長会議取りまとめによる。(H30.2.9)

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

## (別記)現場説明書等における記載例

### 【発注者指定方式の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制促進工事(発注者指定方式)である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日制促進工事である旨を工事看板等に明示する。
- 4 当初の予定価格の設定において、4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数1.05により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 5 本工事はモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

### 【受注者希望方式の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日制促進工事(受注者希望方式)である。

#### 【分離発注工事ではない場合】

週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督員に工事打合書等で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3～5項に規定する義務を負わない。

#### 【分離発注工事の場合】

分離発注工事で週休2日に取り組むには、予定されている 工事、 工事、 工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことについて合意することが必要である。

分離発注工事の全ての受注者が週休2日に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着手前に監督員に工事打合書等で報告するものとする。なお、週休2日に取り組むことについて合意しなかった場合、各受注者はアンケート調査への協力を除き3～5項に規定する義務を負わない。

2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。

監督員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日制促進工事である旨を工事看板等に明示する。

4 発注者は、以下の から までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合） 補正係数1.05

4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25.0%（7日/28日）以上28.5%未満） 補正係数1.03

4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25.0%未満） 補正係数1.01

5 本工事はモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事完成日時点で監督員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。